

～ 施設のバリアフリー化を進め、利用しやすくするため
福祉のまちづくり条例の整備基準等の改正を行いました ～

社会情勢の変化に対応し、福祉のまちづくり条例をより実効性あるものとするため、障がい者団体等からのご意見や「長野県福祉のまちづくり会議」における検討結果等を踏まえ、改正を行いました。

(施行期日) 平成 27 年 12 月 17 日

建築物の基準等に関する事項は 平成 28 年 12 月 1 日 (新築等をする場合に適用)

主な改正内容

① バリアフリー法の基準適合義務の生じる施設（特別特定建築物）の対象面積を県独自に引下げます。(新設)

課
題

高齢者、障がい者等が利用する機会の多い公共的な施設などについては、より一層のバリアフリー化が必要です。

改
正
の
内
容

特別特定建築物のうち、高齢者や障がい者等が利用する機会の多い施設について、法による適合義務が生じる対象面積を引き下げます。

規模の引下げの対象とする施設

【対象施設】 特別支援学校、病院・診療所、官公署、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設

【面積引下げ】 延べ床面積 2,000 m²以上 ⇒ 1,000 m²以上

バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)で定める特別特定建築物(不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、身体障害者等が利用するもの)で、床面積2,000 m²以上の建築をする場合は、法で定める建築物移動等円滑化基準(エレベーター、オストメイト対応便房、車いす使用者用駐車施設の設置など)に適合する義務があります。

バリアフリー法では、地方公共団体は条例で定めることにより、法規制の上乗せをすることが可能になっています(第14条第3項)。この規定を活用して、法規制の上乗せを行います。

② バリアフリー法の移動等円滑化基準に、県独自の整備基準を付加します。(新設)

課
題

一層のバリアフリー化を進めるため、障がい者団体等から、整備基準の強化を求める要望が寄せられています。



改正
の
内容

障がい者団体等からの要望も踏まえ、県独自に整備基準を付加します。

主な追加基準（具体的な基準は規則で規定）

(トイレ)

- ・ 大規模施設には、トイレ内に高齢者、障がい者等が円滑に衣類の交換等ができる大人用介護ベッドを設けます。(延べ床面積 10,000 m²以上の施設)
- ・ 乳幼児と一緒にトイレに入ることができるように個室にベビーチェアを設置します。また、施設内にベビーベッドを設けます。(延べ床面積 2,000 m²以上の施設)
- ・ 洗面器の水栓金具のハンドル(1以上)は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとしします。

(ホテル又は旅館)

音声とともに、回転灯、キセノンランプなどの点灯により、非常時の情報を伝達できる装置を備えた客室を設置します。(客室の総数が50室以上の場合)

(階段)

- ・ 高齢者や視覚障がい者等の歩行の安全性を確保するため、階段と踊り場には途切れることなく連続した手すりを設置します。
- ・ 回り階段は、方向を見失いやすく、踏面の寸法や形状が一定でないなど、利用者が踏み違えて転倒する危険性があるため、主たる階段には設置しないこととします。

(廊下等)

- ・ 廊下等には、車いすの転回が可能なスペースを確保し、方向転換を容易にします。
- ・ スロープの端には立ち上がりを設け、転落を防止します。

(エレベーターその他昇降機)

- ・ 転倒を防止するため、かご内の左右両側板に手すりを設けます。
- ・ 車いす使用者が、かご内部で方向転換しなくても、扉の開閉や他の乗客の状況などを確認できるよう、鏡を設置します。

③ 福祉に関する啓発活動及び教育等の規定を新設し、施策の充実を図ります。(新設)

課題

県は福祉のまちづくりへの関心と理解を深めるための啓発活動等に取り組んできましたが、一層の充実を図る必要があります。

改正の内容

福祉に関する啓発活動及び教育の充実、情報提供、障がい者等の意見の施策への反映に努めることを明記し、福祉のまちづくりのための施策の充実を図ります。

④ 障がい者等用駐車施設に係る規定を新設し、適正利用を推進します。(新設)

課題

車いすの使用者その他の歩行が困難な方のために設置された駐車区画（障がい者等用駐車施設）に、真に必要な方が駐車できない問題が生じています。
障がい者団体からも、対策を講ずるよう要望が寄せられています。

改正の内容

県は、県民及び事業者と協力して、障がい者等用駐車施設の適正利用を推進することを規定します。
この規定に基づき、「信州パーキング・パーミット制度」を導入します。

パーキング・パーミット制度とは、障がい者等用駐車施設（区画）を必要とする人に、共通の利用証を交付する制度です。

障がい者等用駐車施設に駐車する際、利用証を車外から見えるように掲示することにより、施設管理者は当該駐車施設が目的どおりに使用されているかを確認することができます。

全国 32 府県で導入され、相互利用も広がっています。

⑤ 条例の対象となる者を明確にします。

課題

改正前の条例では、対象となる者を「障害者、高齢者その他日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者」と規定し、病人、けが人等が含まれているか明確ではありませんでした。

改正の内容

対象となる者を「障害者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児を同伴する者その他の者で日常生活又は社会生活における行動に制限を受けるもの」に改めます。

対象となる者を明確にすることで、障害者等が安心して行動でき、社会参加できるまちづくりを目指します。